

神戸平成病院の入院料

2025年5月

院内研修 医事課 山神志織

目次

1. 1日の平均入院料
2. 神戸平成病院の入院料
3. 回復期リハビリテーション病院の特徴
4. 包括算定
5. 出来高算定
6. 減算になる行為
7. 気を付けて欲しいこと
8. 参加確認QR

1. 1日の平均入院料

皆さまは神戸平成病院が
様々な病院スタッフの働きにより
患者さまにお支払い頂いている
金額をご存じですか？

答えは……

1日1人につき患者さまにお支払いして頂いている金額

36,000円

※2024年度は地域包括ケア病棟から回復期リハビリテーション病棟への移行があったので数か月分の平均金額となります。

※36,000円のうち保険種類や割合で実際に患者さまが支払われる金額は患者さまごとで異なります。

日頃から、患者さまより
代金を頂戴していることを
忘れないでください

患者さまから頂戴している金額は診療報酬を算定することで金額が決まります。

診療報酬とは医療機関が患者に対して行った診療行為やサービスに対する対価として、公的医療保険や患者さまから支払われる費用のことです。

医療機関の収益は診療報酬の算定をどれだけ算定できるか、経費などを削減できるかで変動します。

2. 神戸平成病院の入院料

神戸平成病院は

回復期リハビリテーション病棟入院料 1

を算定している

回復期リハビリテーション病院

(回リハ病院)となります

3. 回復期リハビリテーション病院 の 特徴

回復期リハビリテーション病院は
急性期治療を終えた患者が
自宅や社会生活への復帰を目指し、
リハビリテーションを集中して行うための
病院です

集中的なリハビリテーションをすることで、
日常生活動作（ADL）の向上、寝たきり防止、在宅
復帰を促進します

回復期リハビリテーション病棟は
ほとんどの診療行為が
包括診療

4. 包括診療

包括とは

「ひっくるめて一つにまとめること」

包括診療とは、検査や処方などなど
ほとんどの診療行為が基本の入院料に
含まれる病棟のことです

※一部例外を除く

診療行為のほとんどが
入院の基本料に含まれてしまうため
どれだけたくさんの検査をしても
たくさんの処置を行っても
診療報酬を請求することはできません

だから検査をしない
お薬を処方しない・・・

では**ありません**

必要な診療行為を

必要な時に

必要な回数で実施すること

当たり前前の事ですが
これが大切です

5. 出来高算定

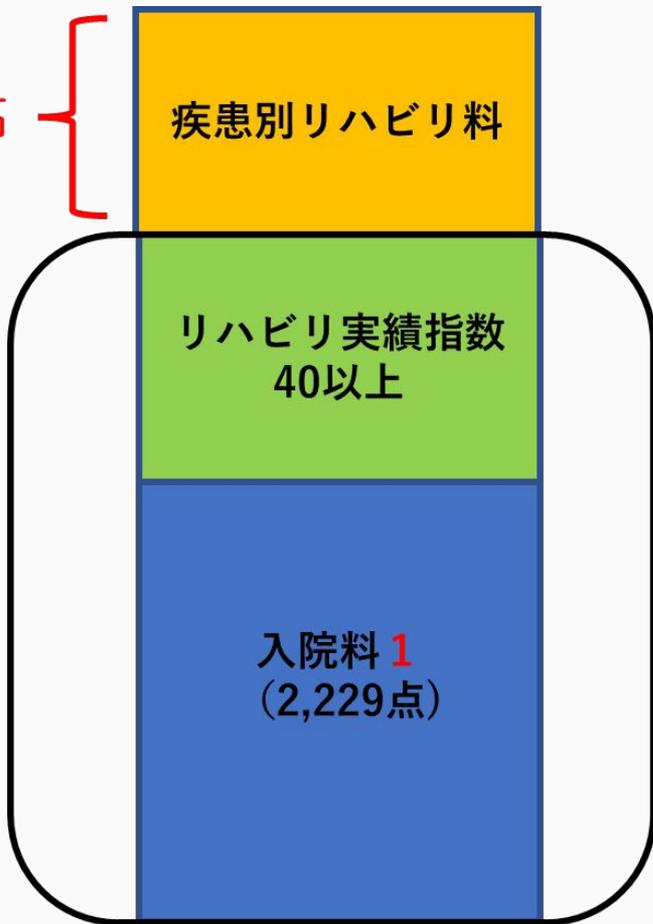
出来高算定とは
包括診療とは違い
診療行為を行った分だけ
診療報酬が増えていく算定

ほとんどの診療行為が包括算定の
回復期リハビリテーション病院ですが
一部**出来高算定**のものがあります

一番代表的な出来高算定が
リハビリテーション料

リハビリテーションは1日の
上限回数内ではありますが
実施した分だけ
診療報酬の請求が可能

出来高



リハビリ実績指数とは？

回復期リハビリテーション病棟における
リハビリ効果を評価するために用いられる
院期間中に患者の日常生活動作(ADL)が
どれだけ改善したかを数値化した指標

包括

6. 入院費が減算される行為

回復期リハビリテーション病棟の
1日の基本入院費は毎日同じですが
減算対象となる行為も存在する
↓代表的なものが次の二つです↓

◆入院中に他の病院を受診する◆

- 1.外出や外泊時に患者本人が別病院を受診
- 2.患者家族が患者の代わりに別病院を受診
- 3.当院から依頼して別病院で患者本人が受診

（入院患者の保険を使用した別病院の受診が対象）

3つ目は、当院での診療行為が難しい場合に
当院から別病院に依頼して行いますが

1・2・3いずれも

入院料が**40%減算**されます

(一部例外を除く)

◆2泊3日以上の外泊◆

入院患者が0時から24時間在院しない日は

入院日が**85%減算**されます

◆2泊3日の例◆

1月1日	1月2日	1月3日
午後12時より外泊開始	外泊中	午後12時に外泊終了
0時から24時の間 在院時間12時間	0時から24時の間 <u>在院時間0分</u>	0時から24時の間 在院時間12時間
入院費算定 通常通り	入院費算定 85%減算	入院費算定 通常通り

7. 気を付けて欲しいこと

2泊3日の例にある1日目と3日目について

1日目：**外出前**にリハビリテーションを実施

3日目：**帰院後**にリハビリテーションを実施

上記の対応で**リハビリが出来ない日を作らない**ように気を付けることも大切です。

毎日のリハビリテーションの積み重ねが患者さまの回復に繋がります。

2泊以上の外泊は入院費が減算されてしまい診療報酬が少なくなることも問題ですが

それに加えて、リハビリテーションを中心に行う回復期リハビリテーション病院で

リハビリテーションが実施できない日があることは患者さまにとってもよくありません。

回復期リハビリテーション病院であるメインの診療行為とも言えるリハビリテーションを実施できる

タイミングを減らさないように職員の皆様も心がけてください。

本当に必要な外出・外泊か、実現可能なものなのかは都度検討してみてください。

以上で今回の医事課院内研修を終了いたします。

ご視聴ありがとうございました

視聴後は、必ず最終ページのQRコードから
研修参加登録および問題にお答えください。

よろしく申し上げます。



参加登録と問題にお答えください
回答後はスコアを表示して正解を確認してください

<https://forms.gle/mxqa9ipYTqQ9x2zS6>